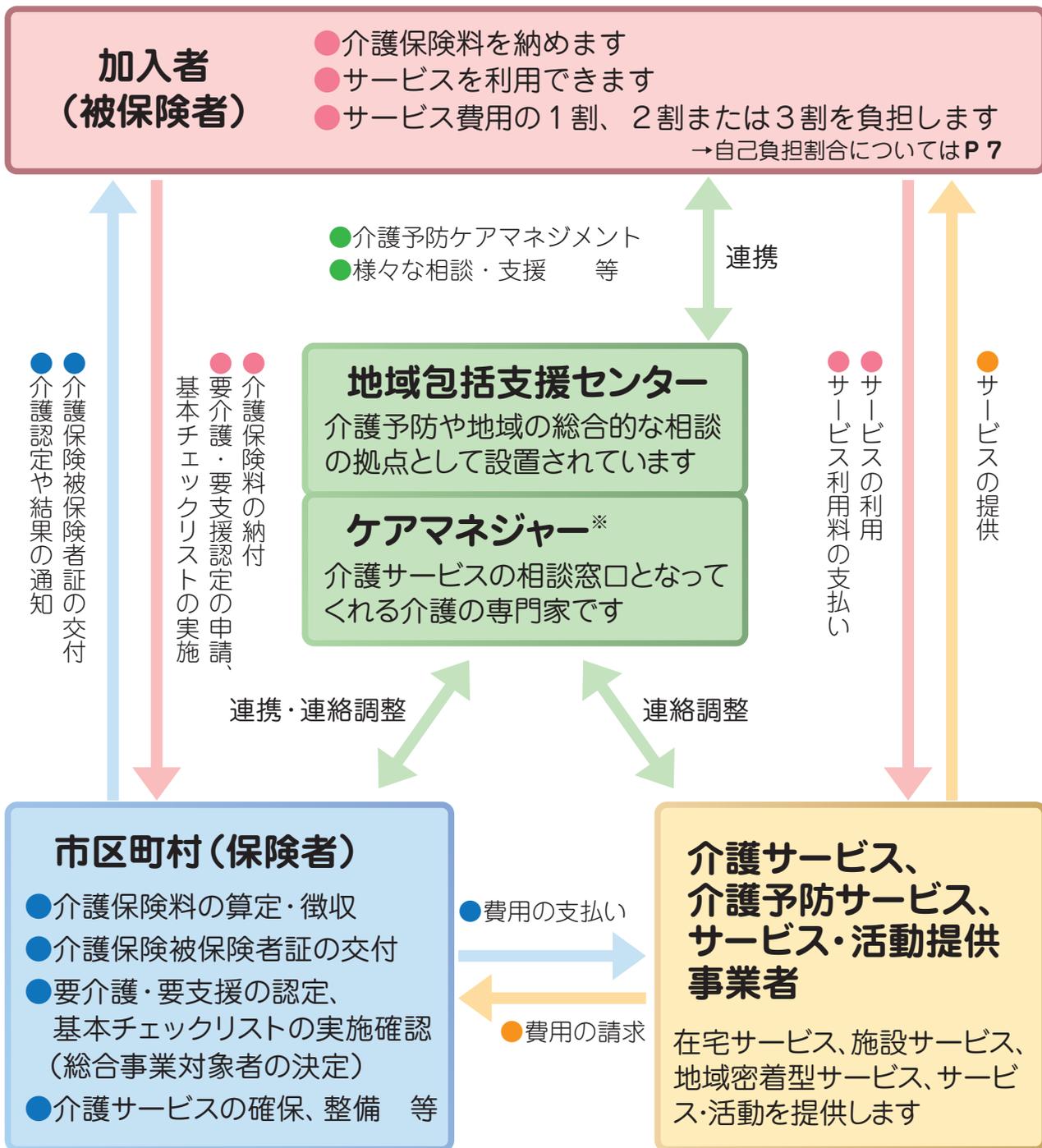


介護保険のしくみ

介護を社会全体で支え合う制度です

40歳以上のおなさんが加入者(被保険者)となって保険料を納めていただき、介護が必要になったときには費用の一部を負担することで介護サービスを利用できる制度です。介護保険制度は、市区町村が主体となって運営しています。



※「ケアマネジャー」ってどんな人？

ケアマネジャー(介護支援専門員)は利用者や家族からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態に合った介護サービスなどが利用できるように支援してくれる、介護の知識を幅広く持った専門家です。

ケアプランの作成や介護サービス事業者との連絡調整などを行います。

65歳以上の方(第1号被保険者)

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護(介護予防)サービス、サービス・活動を利用できます。

介護が必要になった原因にかかわらず介護保険が受けられます。

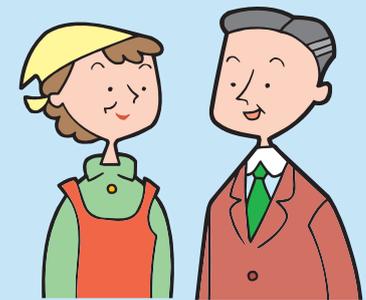
※サービス・活動は基本チェックリストによる事業対象者に該当した場合も利用できます。



40歳から64歳の方(第2号被保険者) (医療保険に加入している方)

介護保険で対象となる病気(特定疾病※)が原因で、介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護(介護予防)サービス、サービス・活動が利用できます。

※特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象となりません。



特定疾病とは

※介護保険で対象となる病気には、下記の16種類が指定されています。

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症きん いしゆくせいそくさくこう かしょう
- 後縦靭帯骨化症こうじゅうじんたいこっ かしょう
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病しんこうせいかくじょうせい まひ だいのう ひしつ きていかくへんせいしょう
- 脊髄小脳変性症せきずいしょうのうへんせいしょう
- 脊柱管狭窄症せきちゅうかんきょうさくしょう
- 早老症そうろうしょう
- 多系統萎縮症たけいとう いしゆくしょう
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症とうようびょうせい しんけいしょうがい とうようびょうせいじんしょう とうようびょうせいもうまくしょう
- 脳血管疾患のうけっかんしっかん
- 閉塞性動脈硬化症へいそくせいどうみゃくこう かしょう
- 慢性閉塞性肺疾患まんせいへいそくせいはいしっかん
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症ひざかんせつ こかんせつ へんけいせいかんせつしょう

介護保険被保険者証

- 65歳以上の方(第1号被保険者)には全員に交付されます。
 - ・新たに65歳になる方には、65歳になる月(65歳の誕生日の前日が属する月)に交付されます。
 - ・65歳になる前にすでに交付を受けている方は、その被保険者証を引き続き利用できるため、改めて交付されません。
- 40歳以上65歳未満で医療保険に加入されている方(第2号被保険者)で、要介護・要支援の認定を受けた方にも交付されます。
- 被保険者証は、介護サービスを利用するときに必要なとなりますので、大切に保管してください。

介護保険被保険者証	
番号	0000012345
住所	会津若松市東栄町3番46号
フリガナ	カネマツ タロウ
氏名	若松 太郎
生年月日	昭和24年4月2日
交付年月日	令和元年7月1日
性別	男・家
保険者番号	072025
並びに保険者の名称及び印	福島県会津若松市 東栄町3番46号 会津若松市 電話 (0242) 39-1113(内)

▲被保険者番号・住所・氏名・生年月日・性別・保険者番号・保険者名などが記載されます。

◆被保険者証が必要なとき

- ・要介護・要支援の認定申請(更新申請も含む)や総合事業利用申請をするとき
- ・居宅サービス計画作成依頼の届け出をするとき
- ・介護(介護予防)サービス、サービス・活動を利用するとき
- ・償還払いなどの保険給付の支給申請をするとき
- ・保険料や利用料などの減免申請をするとき 等

◆被保険者証の再交付

市内で住所の変更(転居)等、記載事項に変更があった場合は、新しい被保険者証が交付されます。

被保険者証をなくした場合も申請により、再交付を受けることができます。本人及び窓口申請に来る方の**身分証明書**(マイナンバーカードや運転免許証、医療保険資格確認書など医療保険に加入していることがわかるもの)を持って、高齢福祉課においてください。本人以外の場合には委任状が必要となります。

◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・個人番号が記載された住民票 等

◆身分証明には次のいずれかが必要です。

- ・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、公的機関の発行した顔写真入りの書類を1つ以上
- ・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険資格確認書など医療保険に加入していることがわかるもの等を2つ以上

※マイナンバーカードは、マイナンバーと身分証明の両方の確認ができます。



介護保険のしくみ

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

総合事業

費用負担額軽減

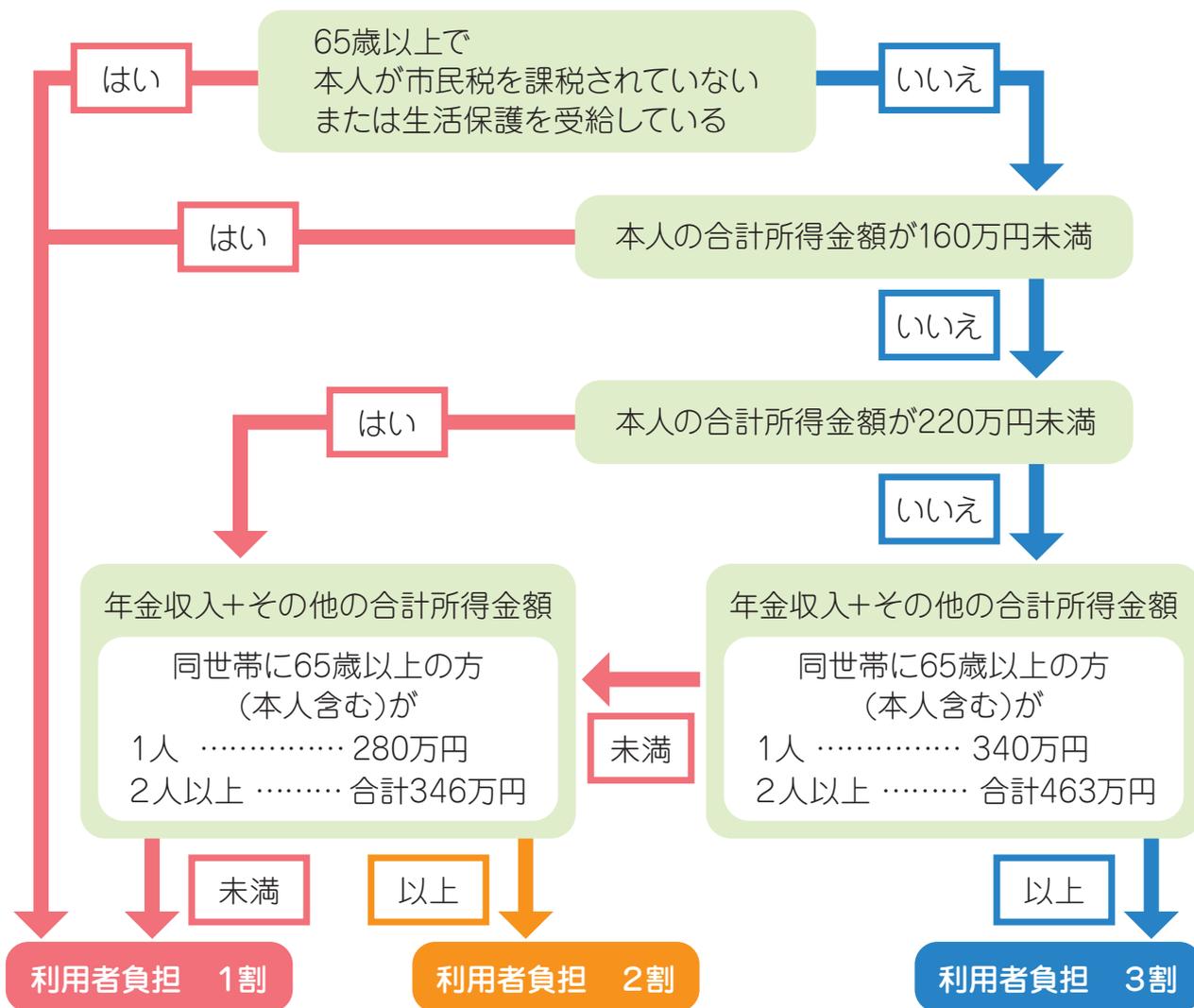
地域包括支援センター

介護保険料

介護保険QA

介護保険負担割合証

- 要介護・要支援認定を受けた方や、総合事業対象者と判定された方には、利用者の負担割合を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。これは、介護(介護予防)サービス、サービス・活動を利用するときに必要になります。
- 65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は、介護(介護予防)サービス、サービス・活動を利用するときの自己負担が2割または3割になります。
- 有効期間は、1年間(8月1日～翌年7月31日)です。



介護(介護予防)サービス(P13～21)、サービス・活動事業(P22)を利用する時の負担割合です

「合計所得金額」:収入から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、基礎控除・人的控除などの控除をする前の所得金額。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用いる。